

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「勤務成績評定表」を「人事評価」に、「に基づき勤務成績」を「又は勤務の状況を示す事実」に照らして、「勤務実績」に改める。

第7条中「職務の級」の次に「(同一の職制上の段階に係る職務の級が複数ある場合にあってはその最も下位の職務の級)」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。